



Title	A.C. ピグー経済学における租税論の位置 : 厚生経済学の応用という視点からの考察
Author(s)	山本, 崇史; Yamamoto, Takashi
Citation	経済學研究, 60(2), 79-100
Issue Date	2010-09-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43918
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES60-2_004.pdf



A.C.ピグー経済学における租税論の位置

——厚生経済学の応用という視点からの考察——

山本 崇史

はじめに

本稿で取り上げるアーサー・セシル・ピグー (Arthur Cecil Pigou, 1877-1959) は、ケンブリッジ学派を代表する経済学者として、また厚生経済学の創始者として、経済学史の中に位置づけられている。とりわけ厚生経済学やケインズとの雇用・失業論争という側面から研究されることの多かったピグーであるが、彼が生涯を通じて残した著作・論文・パンフレット類を見ると、実際には彼の業績が多岐に渡っていたことがわかる¹⁾。

このような事実を考慮すると、経済学におけるピグーの貢献をさらに多様な側面から評価することが必要になるだろう。なぜならわれわれは、ピグーの次のような言明から、経済学研究において彼が重要と見なしたテーマが必ずしも「厚生経済学」だけに限定されなかったと理解することができるからである。すなわちピグーは、「この書『財政の研究 *A Study in Public Finance* (1st. 1928, 3rd. 1947)』は、私の他の二つの書、『厚生経済学 *The Economics of Welfare* (1st. 1920, 4th. 1932)』及び『産業変動論 *Industrial Fluctuations* (1st. 1927, 2nd. 1929)』を補うことを目的としており、この三つの書は、私が経済学全般に関して述べなければならぬ主要部分を共に

示している」(Pigou 1928, v, []は、引用者による補足を示す)と述べているのである。こうした言明から、ピグー経済学は少なくとも三つの領域から構成されていたことがわかる²⁾。第一の領域は、主に『厚生経済学』³⁾で試みられた研究領域である。すなわち、国民分配分や厚生等の基礎概念に関する研究、各種用途間の資源分配に関する研究、産業平和や公正賃金などを始めとする国民分配分と労働との関係についての研究、分配に関する研究が含まれる。第二の領域は、主として『産業変動論』で試みられた研究領域である。すなわち、失業の分析を中心とした雇用に関する研究、特に産業変動及びそれがもたらす失業に関する研究が含まれる。第三の領域は、主として『財政の研究』で試みられた研究領域である。すなわち、様々な租税がもたらす効果や、戦時公債や銀行信用に関する研究が含まれる。

2) このピグーの言明から、彼の経済学が『厚生経済学』『財政の研究』『産業変動論』の三部作構成だったと推測される。他方、本郷(2007, 174)は、1927年の『産業変動論』と1933年の『失業の理論』が互いに補う雇用論上の姉妹作であるという根拠を基にして、ピグー経済学に対する三部作という把握が1930年以降には通用しないと指摘している。少なくとも、本稿は主として『失業の理論』以前のピグーの著作を考察するので、その限りにおいて彼の経済学が三部作構成だったと見なしている。

3) 特に断りなく用いる場合の『厚生経済学』とは、『厚生経済学』初版から第4編「国民分配分と政府財政」及び第6編「国民分配分の変動性」を除外し、4編構成となったもののことを指す。

1) ピグーは厚生経済学以外にも、宗教や哲学、産業平和、経済学と政治、効用、財政、産業変動、失業等について研究した。彼が公にした著作や論文等の目録に関しては、本郷(2007, 17-27)を参照されたい。

このようにピグーの財政論の研究は、ピグー経済学を理解するためには欠くことのできない分野であると考えられるが、必ずしもその研究が十分になされてきたとは言えない。第一に、ピグー経済学の研究において、彼の財政論研究の重要性が十分に理解されてこなかった。その理由として、「厚生経済学」と言えば、従来は財政論や産業変動論が分離された『厚生経済学』4版が主として議論の対象になり、財政論や産業変動論を含む初版を研究することが少なかったことが挙げられるだろう。実際に、『厚生経済学』初版には、経済学における三領域という発想が既に存在しており、その発想を彼の研究内容を通して窺うことができる⁴⁾。第二に、財政学史においてピグーを評価する場合に、特にピグー税制を評価することが多く、彼が財政論で詳細に検討した所得税や相続税などを考察する研究は比較的少なかった。

本稿で考察するのは、第三の領域である財政論、その中でも租税論である。特にこの租税論に注目するのは、後に詳述するように、『厚生経済学』初版第4編「国民分配分と政府財政」や『財政の研究』において研究された財政論・租税論が、経済的厚生を最大化を求めつつ、いわゆ

る厚生経済学第一命題と第二命題⁵⁾を現実の理論・政策に適用・応用しようとした試みである、と考えることが可能だからである。したがって本稿の課題は、ピグー財政論が従来どのように評価されてきたかを明らかにすると共に、ピグーの租税論を「厚生経済学」との関係から詳細に考察することにある。そして、財政論の一側面である租税論に限定して、それが彼の経済学体系においてどのような位置を占めていたかを考察する。さらに『厚生経済学』初版に初めて登場する「不調和⁶⁾」の問題や様々な「租税の公平性」を考察する。租税理論や租税政策を構築する際に、厚生経済学第一命題と第二命題が衝突しないかどうかを研究したことや「租税の公平性」を重視したことが、租税論に関するピグーの独自性として注目に値するからである。考察を進めるにあたっては、「厚生経済学」、「厚生経済学の命題」、「不調和」及び「租税の公平性」と租税との関係を詳細に検討するために、こうした問題を最初に体系的に検討した『厚生経済学』初版の内容を吟味し⁷⁾、議論を補完する目的で『厚生経済学』四版や『財政の研究』での内容を検討する。従来考察されることが少なかった『厚生経済学』初版に注目することで、

- 4) その理由は、『厚生経済学』初版が、以下のような6編で構成されたことにある。つまり、第1編「厚生と国民分配分」、第2編「国民分配分の規模と各種用途間の資源分配」、第3編「国民分配分と労働」、第4編「国民分配分と政府財政」、第5編「国民分配分の分配」、第6編「国民分配分の変動性」という『厚生経済学』初版の構成から、経済学の三領域という発想が既に存在していたと理解することができる。
- 5) 『厚生経済学』における厚生経済学の三命題とは、「第一に国民分配分の平均量が大きければ大きいほど、第二に貧者に帰属する国民分配分の平均取得分が大きければ大きいほど、第三に国民分配分の年々の量と貧者へ帰属する年々の取得分との変動が少なければ少ないほど、社会の経済的厚生が恐らくますます大きくなるだろう」というものである(Pigou 1920 序文)。ピグーの租税論においては、特に各種租税と第一命題(国富の増大)及び第二命題(平等な分配)との関

係が重視されており、本稿も二つの命題と租税論との関係に特に着目する。また、厚生経済学三命題の詳細な内容については、紙幅の関係上取り上げることができないので、Pigou(1920, 42-68)、千種(1979, 63-76)等を参照されたい。

- 6) 「不調和(disharmony)」とは、厚生経済学第一命題と第二命題とが矛盾する状況を指す。仮に国民分配分を増大させるが、その一方で貧者の絶対的分け前を減少させる場合、またそれとは反対に、貧者の絶対的分け前を増加させるが、国民分配分を減少させる場合には、経済的厚生の増減は曖昧になる。ピグーは、このように一方を増大させるが、他方を減少させることを「不調和」と呼んでいる(Pigou 1920, 691)。
- 7) 周知のように、『財政の理論』は『厚生経済学』初版の第4編「国民分配分と政府財政」を拡大・発展したものである。ピグーの租税論を考察する研究においては従来、後者に依拠したものは少なかったように思われる。

ピグーが「厚生経済学」と租税論との関係を当初どのように捉えていたかを明確化できると考えられるからである。このことを明らかにすることによって、ピグー租税論の一貫性や変化を理解することにも繋がる。

ところでピグーは、財政に関する最初の体系的な著作である『厚生経済学』初版において、種々の税について検討している。すなわち、予期しない収入(windfall)に対する税、土地の公的価値に対する税、個々の消費可能な商品に対する税(換言すると支出税)、所得税、財産税と相続税、などを研究対象としたのである⁸⁾。これらの税の中でピグーが比較的詳細に分析したのが所得税及び相続税であった。

Iでは租税論を含めた、ピグーの財政論がどのように評価されてきたかを明らかにする。前述のように、特に本稿では、租税が国民分配分の規模と分配に及ぼす影響について考察する。そしてこの国民分配分に及ぼす二つの影響は、ピグーの議論において密接に関連していたのである。厚生経済学の命題の「不調和」に関する議論を明確にするために、IIで第二命題と所得税の累進化との関係を取り上げ、IIIで第一命題と所得税の関係を取り上げる。IVでは、相続税と二つの命題との関わりについて論じる。最後に、「厚生経済学の命題」と租税論との関係についてまとめを行うと共に、今後に残された課題について述べる。

I ピグー財政論に対する評価

ピグー財政論に関しては大雑把に言って、ピグー税制、支出論、所得税や相続税などの租税

論の観点から様々な研究が行われてきた。周知のように、現代において、ピグーの財政論は、資源の最適配分をもたらすための「ピグー税」という側面から研究されることが多く、その内容も多岐にわたる。

また、ピグーの支出論に関する研究は、ピグーの支出論を現代の財政学の中に位置付けようとする研究である。代表的な先行研究として、佐藤(1981)が挙げられる。この研究では、移転的支出と非移転的支出⁹⁾の区別を、財政学におけるピグーの貢献として評価している。そして佐藤は、このピグーの分類が、1930年代以降、特に第二次大戦後に発展した国民所得計算ないし国民経済計算の中に、移転的経費と財貨・サービス購入を区別する形で、また財貨・サービス購入をさらに投資的経費と消費的経費に区分するという形で、取り入れられたと考えている(佐藤 1981, 110-111)。

ピグーの財政論に関する第三のタイプの研究は、ピグーが詳細に考察した租税、すなわち所得税や相続税等を含む財政全体に関する研究である。これらの研究は、本稿の課題と大きく関連するので、その内容を幾分具体的に明らかにする必要があるだろう。第三のタイプの研究は二つに区別される。すなわち、ピグーが財政論を公表した時の周囲への影響を指摘した研究と、ピグー経済学における財政論の位置を明らかにする研究に分かれる。前者の代表的な先行

8) 現代の財政学において、ピグーと言えば「ピグー税」に代表されるような租税論であるが、実際のところ彼が租税論において念頭に置いた租税の中に「ピグー税」は入っていなかった。いわゆる「ピグー税」は、『厚生経済学』初版及び四版の第二編「国民分配分の規模と各種用途間の資源配分」で議論された。

9) 移転的支出(transfer expenditure)とは、自国民に対する移転支出のことであり、自国の実質資源の海外への引渡しを伴わない支出のことである。例えば、戦債所有者への利払いや、年金等の社会保障給付が含まれる。

非移転的支出(non-transfer expenditure)は、ピグーが『財政の研究』初版において実質的・枯渴的支出(real or exhaustive expenditure)と呼んでいたものを第3版で非移転的支出と呼んだものである。実質的・枯渴的支出とは、政府自身が使用する支出(郵便やガス事業、教育、軍隊など)あるいは外国への債務の支払いを指す。それらは、自国の実質資源の実際的な消耗を伴う(Pigou 1928, 19-20)。

研究としては、Dalton(1928), Jensen(1928), Young(1929)が挙げられる。これらの研究は、簡潔に言うならば、ピグーの財政論が当時の財政理論に与えた影響を、ある程度好意的に評価している。他方で後者のタイプの代表的な先行研究としては、Clark(1952), Schumpeter([1954] 1994), Musgrave(1959), Collard(1999), 本郷(2007)が挙げられる。これら後者のタイプの諸研究は、ピグーの財政論が有する特徴や意義を具体的に明らかにしようとした研究である。

ピグーの租税論について、以下の点は研究されてきたが、いずれもさらに立ち入って検討すべき重要な問題が残されている。第一に、ピグーの租税論(以下では、「ピグー税」を除く)の特徴については、従来から指摘されてきた。しかし本稿のように、「厚生経済学の応用」という側面からピグーの租税論を考察する研究、特にピグーが詳細に検討した「租税の公平性」を具体的に考察する研究は必ずしも十分だとは言えない。第二に、ピグーの租税論の研究においては、『財政の研究』が考察対象となることが多く、特に体系的な財政論の始まりである『厚生経済学』初版を考察対象とする研究は少なかった。だが、厚生経済学の応用というピグーの意図を明らかにし、そしてピグー財政論の一貫性や変化を明らかにするためにも、『財政の研究』に依拠するだけでなく、『厚生経済学』初版を分析することも不可欠である。

それでは、特にピグー租税論の特徴を具体的に検討した Musgrave(1959), Collard(1999), 本郷(2007)等の代表的な先行研究を通して、ピグーの租税論が従来どのように評価されて来たのかを明らかにしよう。これらの研究は、ピグー租税論の特徴として、規範的な接近法の使用、能力説、均等限界犠牲、「告知効果」、限界分析等を指摘している。Musgraveは、主に『財政の研究』に依拠して以下の点を指摘した。すなわち、第一に、ピグーが厚生経済学の理論を財政学に適用する際に規範的な接近法を用いたこと(Musgrave 1959, vi), 第二に、ピグー

が能力説の立場を採ったこと¹⁰⁾(Musgrave 1959, 61), 第三に、均等絶対犠牲, 均等比例犠牲, 均等限界犠牲¹¹⁾という三つの「均等犠牲」概念の中から、均等限界犠牲の立場が最小総犠牲という厚生上の目的にかなうという理由に基づき、ピグーが均等限界犠牲を唯一の正しい原則と考えたこと(Musgrave 1959, 98), を指摘した。また, Collardは、『財政の研究』を念頭に置いて以下の二点を指摘した。すなわち、第一に、ピグーは「告知効果(announcement effects)」¹²⁾という言葉を用いたが、それは現在では大半の著述家が「超過負担(excess burden)」と呼ぶものであること, 第二に、ピグーが財政に関する二つの原理(政府支出に関する均等限界収益の原理¹³⁾, 及び課税に関する均等限界犠牲の原理¹⁴⁾)を提起したことをピグー租税論の主な特徴として捉えている(Collard 1999, xxvi-xxviii)。さらに本郷は、ピグーが歳入面における限界犠牲の均等と歳出面における限界満足との均等という根本原則によって予算の収支両面を結びつけ、

10) ピグーに利益説の側面が全くなかったというのは不適切であろう。その根拠は、「特定個人の特定使用のための財やサービスを政府当局が提供する場合、その使用者への無料提供が望ましいことは稀である。広範な一般原則として、これら公営企業は、その財やサービスの使用者に、その使用量に応じて、しかも全体として全ての費用を償うように料金を課すことによって資金調達すべきである」(Pigou 1928, 48)というピグーの言明に基づく。ピグーに利益説の側面も存在していたという事に関して、本郷(2007, 43-44, 注1)も同様の見解を採っている。

11) Y = 所得; T = 納税額; $U(Y)$ = 所得 Y から得られる総効用とした場合に、均等限界犠牲を $dU(Y-T)/d(Y-T)$, 均等絶対犠牲を $U(Y)-U(Y-T)$, 均等比例犠牲を $[U(Y)-U(Y-T)]/U(Y)$, とそれぞれ示すことができる(Musgrave 1959, 96)。

12) 税の告知に関してピグーは、「租税の告知のせいで通常、人々はある程度、租税の圧迫を避けるために自分の行動を変更する」(Pigou 1928, 73)と述べている。現在一般的に用いられている「告知効果」、つまり経済政策等の公表によって、企業や家計などの経済主体が公表前とは異なる行動をするように動かされる効果とは若干異なることに注意されたい。

これを経済的厚生最大化という一般の計画として捉えたこと等をピグーの財政論の理論的特徴として捉えている(本郷 2007, 180-206)。併せて、これらの先行研究は、ピグーが優れた理論家だったことや彼が優れた現実感覚を有したこと等も指摘している。これらの研究は、従来それほど明らかにされてこなかったピグーの租税論に光を当て、その特徴を明らかにした点では十分に意義深い研究である。また上述のように、租税論と厚生経済学との関わりを指摘した研究が存在することは確かである。ただし、「厚生経済学」の応用という観点から租税論を考察するためには、『厚生経済学』初版の議論に遡って、厚生経済学の命題・不調和・租税の公平性と所得税や相続税との関係を詳細に論じることが必要になる。管見によれば、そうした研究が十分に詳細に行われたとは必ずしもいえないのである。

II 厚生経済学第二命題と所得税の累進化

後述するように、ピグーは所得税を実際に課

- 13) 政府支出における均等限界収益の原理とは、公共支出の規模や分配を決定する際に利用されるルールのことである。それは、ある個人が様々な種類の支出間のあるバランスを維持することによって、所得からより多くの満足を得ようとすることであり、そうした現象は一般社会にも該当する(その場合の支出は、個人支出ではなく政府支出である)。ここで言うところのバランスとは、満足の限界の収益(return)が、あらゆる資源利用において同等になるように分配されることを指している。具体例には、「戦艦と救貧とに投ぜられる最後の1シリングが等しい収益を上げるような方法で、各々への支出が配分されるべきである」(Pigou 1928, 50)という原理である。ちなみにピグー自身は、均等限界収益の原理(the principle of equi-marginal returns)という言葉を用いていない。
- 14) 課税における均等限界犠牲の原理とは、課税を決定する際に利用されるルールのことである。その詳細な内容については、本稿84~86ページを参照されたい。また、それを数学的に表すと注11のようになる。

す際に所得税の累進化(graduation)を主張した。なぜなら、租税負担の公平性の観点から租税体系全体を累進化することの必要性を説く彼が、所得税の累進化を比較的確実に実施できると考えたからである。本章では、そうした累進所得税と厚生経済学第二命題との関わりについて考察する。換言すると、本章では『厚生経済学』初版における「分配側面」を考察することになる。特に所得税を課す際に租税負担能力の違いに応じて税率を変えろという意味での、租税の公平な賦課について検討する。ピグーは「租税の公平な賦課」に関して、様々な状況に応じた公平を議論し、そして結果として租税を公平に課すための方法として累進課税、特に累進所得税を主張している。本章ではこれらの点について具体的に見ていくことにしよう。

(1) ピグー租税論における基礎概念

1. 「告知側面」と「分配側面」

先に述べたように、ピグーの租税論の独自性は厚生経済学の命題を念頭に置きつつ、国民分配分の規模や国民分配分の分配に対する租税の影響を研究したことにある。こうしたピグーの分析方法は、『財政の研究』において発展的に受け継がれた。すなわち、課税における「告知側面」と「分配側面」の考察へと分析が発展したのである。そしてピグーの租税論の特徴であるこの二つの側面は、従来から指摘されているところである。こうした側面に関する発想が『厚生経済学』初版にも存在していたかが問題となるが、実際には、そうした二つの側面が『厚生経済学』初版にも、言葉は違うけれども存在するように思われる。そこで『厚生経済学』初版を研究する意義を明らかにするためにも、本論に入る前に課税の「告知側面」と「分配側面」を簡潔に明らかにすることが必要になる。

課税とそれが及ぼす犠牲との関係についてピグーは、「どんな国においても、収入が調達される時、それ(収入)の総計は常に、変化する経済的諸状況の中で若干の様々な個人から獲得

する諸部分から成り立っている。それ故に、調達されるべき収入総額が決定されるとき、それ(収入)を調達する際に伴われる総犠牲は二つの要因に依存する。一方で、全体の貨幣賦課金の様々な部分が、様々な経済的諸状況、例えば様々な富の程度などにおいて、人々の間に分配される方法が存在し、他方で、彼ら自身の特定の責任(liability)が各々の納税者に告知される諸[租税]式の体系¹⁵⁾が存在する」(Pigou 1928, 73)と考える。ここから、租税の及ぼす効果を考える時に、ピグーが「告知」という側面と「分配」という側面を考慮していたことがわかる。より具体的に見ると、課税の「告知側面」とは、既述のように、「租税の告知のせいで通常、人々がある程度、租税の圧迫を避けるために自分の行いを変更する」(Pigou 1928, 73)という効果のことである。つまり告知側面とは、税が課された時に人々の消費行動を変更させて、彼らの消費を減少させるような側面のことであり、やがて国民分配分の規模に影響をもたらすような側面である。

他方の「分配側面」については、「租税を分配する問題に関して、もちろん孤立して考察される特定の諸租税が扱われるわけではない。諸々の租税賦課全体が特定の方法で分配されることになるだろう、ということをも最小犠牲の原理は要求し、そして最適の分配を達成できない場合には、最適の分配より劣っているような類の分配が、それにもかかわらず別の種類[の分配]よりも優れていることをそれ(最小犠牲の原理)はわれわれに告げる」(Pigou 1928, 74, 傍点は原文ではイタリック、以下同じ)というピグーの言明、及び最小総犠牲の原理に一致するのは限界犠牲であるという(Pigou 1928, 76)というピグーの言明から、その内容を理解することが可

能である。つまり「分配側面」とは、納税者が負う犠牲の観点から租税負担を公平に分配するという側面であると考えられるのである。このような理解から、厚生経済学第一命題への影響は「告知側面」に、第二命題への影響は「分配側面」に、それぞれ発展的に受け継がれたことが分かる。

2. 「犠牲」の概念

説明を必要とするピグーの概念がもう一つある。それは「犠牲」の概念である。課税を行うときの原理としてピグーが議論した「最小総犠牲」と「均等犠牲」もまた、従来からピグー租税論の特徴として指摘されている。それでは、こうした犠牲に関する議論が『厚生経済学』初版に存在したと解釈することは可能なのだろうか。この点に関して『厚生経済学』初版では、課税における「犠牲(sacrifice)」という言葉自体は用いられずに、課税による負担(burden)という言葉だけが用いられている。ただ、犠牲も負担も意味合いとしては同じと見ることが可能であり、租税負担を偏りなく公平に分配することと、犠牲を均等に分配することとは同義であると解釈することができる。租税負担の公平な分配という彼の主張が一貫していたことを明らかにするためにも、「犠牲」概念を明らかにする必要がある。上述のように、ピグーが課税において考慮した犠牲は最小総犠牲と均等犠牲(より厳密には均等限界犠牲)だった。二つの犠牲概念に関して、われわれは以下のような言明から、ピグーが最小総犠牲を究極的原理であると見なしたと理解することが可能である。

政治理論が関係する限り、最大総厚生は政府の正しい目標としてどんな場所でも承認されている。そして、もちろんしばしば生じるように、実際の諸政府が異なる目標を追求するとき、彼ら(諸政府)の実践は多かれ少なかれ、もっともらしく絶えず説明されるかもしれないが、決して公然とは擁護されない。課税という

15) 租税式とは、納税者に対して要求される諸々の支払い額と、課税の際に現存する客観的な諸条件とを関連付けている諸言明のことであり、租税式の体系とは、租税式の一覧表のことである(Pigou 1928, 62)。

特殊領域において、この一般の原理は最小総犠牲性と同一である。そしてそれ(最大総厚生という一般の原理)の正当性は直覚によって直接与えられるように思われる(Pigou 1928, 59-60)。

かくして、経済政策の最終的な目標としてピグーが求める最大総厚生は、課税の分野では、納税者に対する最小総犠牲性と同じことを意味したことが分かる。経済政策によって最大総厚生の実現を図るピグーにとって、厚生をできる限り減少させないようにすること、換言すると課税において最小総犠牲性を求めることは当然だったのである。他方で租税の公平な賦課の原理として考えられる均等犠牲性、すなわち「共同体の全ての様々な構成員が負う犠牲性を均等にすること」(Pigou 1928, 58)に関してピグーはどのような見解を有したのだろうか。均等犠牲性に関してピグーは、「均等犠牲性が課税の究極の原理であるという主張は、より異論が多い」(Pigou 1928, 60)と考え、均等犠牲性を最小総犠牲性以上に慎重に検討した¹⁶⁾。当時のケンブリッジ学派の思想上の権威であったシジウィックを念頭に、ピグーは以下のように均等犠牲性を論じる。

シジウィックの見解において、この原理[類似した状況下にある類似した人々は、同様に扱われるべきである]は究極的な原理である。もしそうだとすると、類似した状況下にある類似した人々に対して均等の諸犠牲性が課されるべきである、という命題が究極的原理でなければならない。これがその通りである—この意味及びこの程度における公平が本質的に善である—ということを否定しようと[私が]準備しているわ

けではない。しかし、類似した状況下にある類似した人々の間での均等犠牲性は、全ての人々の間での均等犠牲性とは全く異なる事柄である(Pigou 1928, 60)。

私としては(中略)、実際に均等犠牲性が、類似した状況下にある類似した人々の間とは別の場合には、課税の究極的な原理ではないと考える(Pigou 1928, 60-61)。

われわれには、その主張に異議のない一つの究極的原理、つまり最小犠牲性がある。そしてわれわれには第二の究極的な原理、つまり類似した状況下にある類似した人々の間での均等犠牲性があるが、それ以外の[状況や気質が]異なる人々の間ではその信用性は幾分確かではない。こうした原理の二つ目の原理が一つ目の原理と同じく容認されるならば、分析に関して観念(ideals)の衝突が存在する。(中略)。実際に程なく現れてくるように、最小犠牲性の原理に従う租税の諸々の取決めは、常にそして必ず、類似した状況下にある類似した人々の間での均等犠牲性の原理にも同様に従う。この故に、類似した状況下にある類似した人々の間での均等犠牲性の原理が、たとえ真の究極的原理であっても、それ(均等犠牲性の原理)を最小犠牲性の原理から演繹することができるので、それ(均等犠牲性の原理)はなくてはならない原理ではない(Pigou 1928, 61)。

こうしたピグーの言明から、ピグーが均等犠牲性を最小総犠牲性の原理ほど明確に肯定したわけではないことが分かる。均等犠牲性それ自体には異論がないものの、その定義づけに関して様々な見解が存在していたことが、最小総犠牲性以上に慎重に均等犠牲性を論じた彼の理由であるように思われる。こうして見ると、ピグーは最小総犠牲性と均等犠牲性という主たる原理を指摘しつつも、最小総犠牲性の原理に優位性を見出しており、均等犠牲性には否定的な見解を持っているようにすら見える。しかし実際のところ、租税の公平な賦課に関わる均等犠牲性がピグーの租税論

16) 本郷(2007, 185)はその原因として、ケンブリッジ学派内に存在した思想対立を指摘している。確かにピグーは、シジウィックの公平原理(類似した状況下にある類似した人々は、同様に扱われるべきである)を継承しつつも、その原理を解釈し直している面があり、当時の思想対立を過度に煽らないようにする配慮をピグーの文章から感じることができる。

の中から完全に排除されたわけでは全くない。それは次のようなピグーの言明から明らかである。すなわち、

最小総犠牲をもたらすためには、諸々の租税は、課税の際に支払われる貨幣の限界効用が全ての納税者において等しくなるように分配されるべきである。Aが支払う最後のペニーの効用が、Bが支払う最後のペニーの効用以下であるならば、Bの税額の一部をAの肩に移転することによって、犠牲の縮小をもたらすことができる。かくして、最小総犠牲の原理に一致するために必要とされる課税の割り当て(distribution of taxation)とは、共同体の全ての成員が負う限界犠牲—総犠牲ではない—を均等にする課税の割り当てである(Pigou 1928, 76)。

以上により、ピグーの意図は、むしろ最小総犠牲と均等犠牲を結合しようとしたことにある、と見なすことができる。均等犠牲をどのようにして自らの理論に取り入れることができるのかを検討した上で、ピグーが最終的に出した答えは、上記の引用から推測できるように、納税者たちを「類似した状況下にある類似した人々」と見なして彼らを「同様に扱う」ことだったのである。さらに均等犠牲の問題を指摘しつつも、均等犠牲の原理を最小犠牲の原理から演繹することができることと表明することで、ピグーは均等犠牲と最小総犠牲の原理の双方を自らの理論にうまく取り込もうとしたのである。

因みに、『財政の研究』における「最小総犠牲」と「均等犠牲」に相当するような議論を、ピグーが『厚生経済学』初版で明確に展開したとは考え難い。ただ厚生経済学の三命題の応用という観点から、ピグーが課税における最小総犠牲と均等犠牲を想定していたと解釈することは可能である。すなわちピグーは、課税の増大によって国民分配分が減ることで厚生が減少し、その結果として厚生が最大化が妨げられることが無いようにするべきであること、所得の多い人より

も所得の少ない人の方が、一定の課税額によって一層大きな(経済的・心理的)租税負担を受ける(一層大きく厚生が減少する)ので、貧者に有利な課税に変更すべきであることを、厚生経済学の命題を念頭に置きつつ検討したと考えることは可能だろう。

(2) 累進所得税と租税の公平な賦課

租税と厚生経済学の命題との関わりを検討する上で必要になる背景を簡潔に明らかにしたので、ここからは累進所得税の議論がどのような点で厚生経済学の命題と関わっているかを明らかにしよう。その関わりは二つあると言えよう。一つ目は、課税に伴う限界犠牲を均等にするように課税方法を決定するという課税の分配側面、すなわち第二命題に関連している議論である。そして二つ目は、課税によって生じる国民分配分の規模への影響を検討した、課税の告知側面、すなわち第一命題に関連している議論である。本章ではピグーが、課税に伴う犠牲を均等にすることによって最小総犠牲がもたらされる点を公平と見なしたこと、及び租税の公平性(それを彼は均等犠牲と見ている)という観点から累進課税を支持したことを明らかにしよう。

最初に、上記で指摘した、所得税の累進化¹⁷⁾の理由を明らかにしよう。われわれは、ピグーが所得税の累進化を主張した理由を、次の言明から理解することができる。

現代の国家において実際に確かであるように、貯蓄が[一般的所得税から]免除されようと思われまいと、年々の[政府]収入の大きな割合が一般的所得税によって調達されるだろうということが決定されるときに、課税率は、他の点に

17) ピグーは所得税の累進化を推進したが、その理論的背景には所得の限界効用逓減の法則が存在すると考えられる。また租税負担の平等化のための根拠も所得の限界効用逓減の法則にあったと考えることができる。

において同様の状態にある人々の所得が増加するにつれて急激に累進化されるべきであり、また、ある最低限より下の所得を有する人々は「課税が」全く免除されるべきである、という一般的な合意が存在する。(中略)。異なる大きさの所得から同等の割合を徴収する税が、より豊かな人とより貧しい人との間で公平であるという見解は、もはや本気で歓迎されることはない。それどころか、100ポンドを支払う際に1000ポンドの所得を持つ人に影響を与える不満足の実際の負担が、1000ポンドを支払う際に1万ポンドの所得を持つ人に影響を与える不満足のもの(実際の負担)とほぼ同じである、ということが依然として時々主張される(Pigou 1920, 636-37)。

つまりピグーは、累進税が一般的に合意されていること、そして納税者に租税を均等に負担させるという公平性の観点からも累進税が比例税よりも適していることを指摘したのである。このような立場は、『厚生経済学』4版においても踏襲されている。それ故に、最小総犠牲と均等犠牲を同時に満たすという観点からも累進所得税が擁護されるべき、という考えをピグーが一貫して有していたと理解することができる。すなわち、

われわれは所得の大きさの相違と所得から生ずる満足の量の相違との関係について、どのような基準で所得税に差別をつけると均等犠牲基準に合致するだろうかということを語り得るほど十分な知識を持っていない。けれども一般に認められるところでは、比例的所得税は豊かな人よりも貧しい人に重い犠牲をもたらすだろうし、また税率をある程度累進的にしても富者に課す犠牲を貧者に課すもの以上にしないですむだろう。したがって富裕な階級に対して貧者への移転に必要な租税収入を得るのに適当なだけ課税することは、均等「限界」犠牲の原則に基づいて、したがってまた国民分配分にとって無害

な仕方でも考案することができるというのは支持しがたい見解ではない。(中略)。均等「絶対」犠牲の原則に合致する累進の程度は最小総犠牲をもたらすために要する累進の程度よりも遥かに傾斜が緩やかである。したがって均等「絶対」犠牲を生じるものより幾分急な程度の累進率が望ましいことは、大半の人が認めるところだろう(Pigou[1932]1999, 716)。

また累進課税を擁護する根拠として、ピグーは所得税を議論する際に、「支払能力」という観点も重要視した。「支払能力」については、次章の議論の中で明らかにする。

それでは次に、上記のような累進性を伴う所得税と厚生経済学第二命題との関係を明らかにする。つまり、租税における負担(『財政の研究』における犠牲)をどのように分配することで公平性が確保されるかという問題について、ピグーがどのような見解を有したかを以下で明らかにする。公平性に関してピグーは様々な観点から議論しているので、以下では、立場が異なる諸個人間の租税負担の公平性、租税支払い後の状況における公平性、累進課税による公平性の確保、という視点からピグーの議論を明らかにしよう。

ところでピグーは、将来の資本蓄積や国民分配分に及ぼす租税の影響を考察する際に、所得のうち消費される部分(ピグーは支出と呼んでいる)を課税対象とする支出税¹⁸⁾と所得税とを

18) 支出税(expenditure tax)とは、所得から貯蓄に回す部分を引いた残りの部分、すなわち所得のうちで消費に回す部分を課税対象とする租税のことである。より具体的にピグーは、「全ての消費可能な財やサービスに対する同等の従価税」(Pigou 1920, 617)を一般的支出税として定義している。ただピグーは、こうした一般的支出税の導入には二つの重大な問題点が存在することを指摘した。つまり、徴税の際に技術的な困難が存在すること、所得の大きさに応じて支出税を累進的にすることが困難であることを指摘したのである(Pigou 1920, 618)。また後述のように、ピグーは公平な税制度として、納税者の

比較した。こうした比較分析もピグー租税論の特徴と言えらる。ピグーは、異なる立場にある諸個人間の公平性(fairness)に関して考察する際に、視点の異なる二つの見解を提示した。ピグーによると、第一に、所得が少ないのでギリギリの生活を余儀なくされる人々は所得を家族のために将来に残そうとする必要性に駆りたてられるという理由で、彼らは永続的な財産から同等の所得を享受する人々よりも多く貯蓄する必要性に迫られるだろうという主張が存在した。このことは、前者の人々に対して課税することが可能な容量が、後者の人々よりも少ないことを意味する。そうだとすれば同率の支出税は、同率の所得税に比べて、こうした事情を斟酌すると言えらる¹⁹⁾。したがってピグーは、同率の支出税が、異なる源泉から得られる同等の所得を有する人々の間で一層公平になる、と考える。また第二に、ある人が富裕であればあるほど、その人が貯蓄可能な所得の割合、そして実際に通常貯蓄する所得の割合が一層大きく

なる、という主張が存在した。この主張についてピグーは、同率の所得税に比べて同率の支出税が、豊かな人々の所得よりも大きな割合で貧しい人々の所得を減少することになるので不公平である、と考える。「公平性」に関連したこの二つの見解は、「公平性」を異なる視点から見た議論である。こうした議論を踏まえて、ピグーは「公平性」を確保するために以下のような方策を提起した。ピグーは同じ所得でも租税負担容量が異なるという第一の場合には、一般的な税率と異なる税率を課すような適切な差別化を伴って租税を課すことで不公平は中和される。また、所得の大きさが異なり租税負担容量も異なるという第二の場合には、一律の課税では貧者にとって逆進的になるので、適切な累進課税(その等級づけは支出額ではなく所得額に依存するように行われる)によって不公平は中和される。こうすることによって、立場が異なる諸個人間の租税負担の公平性に関する問題もクリアになる、とピグーは考えた(Pigou 1920, 632)。

課税における公平性に関して、ピグーは租税支払い後の状況に関する公平性も検討した。例えば1000ポンドの租税収入が必要な時に、1万ポンドの所得を有する1人から1000ポンドを調達する場合よりも、1000ポンドの所得を有する10人から100ポンドずつ調達する場合の方が、徴税を通じて納税者が被る総負担はずっと大きくなる。そしてこのような事例を念頭に置いて、ピグーは租税の累進化が租税制度において適当であると考えた。つまり現実問題として所得税が、ある税制度の一部分のみを構成する時、累進化は依然として有力な方法だと彼は考えたのである。なぜなら商品に対する税は、徴収の際に適度に費用がかからないならば、かなり一般的に消費される多数の財(mass-goods)に主に降りかかるに違いないからである。そして、より富裕な人々よりも、より貧しい人々が、自らの所得に比例して遥かに多くの割合でこれらの財を購入する。ゆえに支出税に

支払能力に応じて何らかの等級づけをすることを主張しているが、支出税は逆進的な租税であるので、租税制度全体での累進化をもたらすためには、支出税の逆進性を相殺するほどの所得税の累進化が必要になる(Pigou 1920, 636-38)。

また同時に、ある商品には課税して別の商品には全く課税しないような支出税や、商品間で支出税率を変えるような支出税をピグーは検討した。しかし、こうした差別的な支出税についてピグーは否定的だった。その理由として、少量で購入される財に比べて大規模に購入される財の方が、一層便利で経済的な課税対象であること、たとえ従量税の方法を採用したとしても、富者が購入する財は高品質で比較的軽いので、富者が購入する財に対する税率は低くなることを指摘した。ピグーは、この種の支出税も逆進的であると結論付けた(Pigou 1920, 618)。

19) 同率の支出税の場合には、貯蓄のために支出を減らせば課税対象額が減少するのに対して、同率の所得税の場合には、将来の生活のために所得を貯蓄してもしなくても所得の総額が課税対象となる。つまり先のケースにおいて、支出税の場合には前者の人々が後者の人々よりも少ない納税額で済むが、所得税の場合には両方の人々が同じ税額を納める、ということである。

よって、貧しい人々の所得が富裕な人々の所得よりも大きな割合で減少するという意味で逆進的になる。こうした議論を基に、ピグーは次のような結論に至った。全ての租税制度を比例的にすることが適当だと考えられるとしても、租税体系における所得税率は連続的に累進化する必要がある。そして全ての租税体系が累進的であるべきならば、所得税率の累進化はかなり強められなければならない。ただ、所得税における公平な累進性の規模に関しては、租税体系の他の構成要素を考慮するまでは決定されえない(Pigou 1920, 636-38)。こうして見ると、租税支払い後の状況における公平性の観点から、同様にピグーが累進所得税を擁護したことが分かる。

ピグーは公平な租税負担という観点から見て、租税負担が可能な容量が大きくなるにつれて税率が高くなるという課税の累進化が、生活状況等の様々な事情を考慮して通常の税率とは異なる税率を適用するという課税の差別化等よりも適していると考えた。そして実際に全租税収入を最高額の所得から調達するという方向に急激に向かう可能性があると考えた。累進化に関して、必要とされる全租税収入がその国の総所得に比べて小さいときには、急激な累進化は非常に高い所得に対してでも緩やかな(moderate)税率と両立でき、それ故に国民分配分に対して相対的に無害である。しかし、必要とされる全租税収入が大きいときには、同程度の急激な累進化は事実上不可能である。このような問題点を認識しつつ、ピグーは次のような見解に達する。つまり公平性の観点から見て課税の累進化が欠かせず、さらに同時に大きな収入が必要となるときに、高額所得者に対する税率が非常に高くなるならば、国民分配分に対する利益(interests)は重大に損なわれる。それに関らず累進化は、そのような収入を調達するための唯一可能な方法なのである。こうしてピグーは、現実問題としてこのような課税がやむをえないという結論に至ったが、他方で、当時大量

に保有していた国債を償還する必要性から英国が極度に重い税率の所得税を課していることには懸念を抱いた(Pigou 1920, 638-39)。

このように見てみると、ピグーの所得税の議論には、租税負担能力の違いに応じて課税率を変えろという意味で、租税を公平に課すという側面が存在しており、そうした議論は厚生経済学第二命題に関連するものであることがわかる。また、この場合の租税の「公平」な賦課とは、所得の相違に応じて税率を変えることであり、それを実現するための方法として累進所得税を最も高く位置づけたのである²⁰⁾。

Ⅲ 厚生経済学第一命題と所得税

第一命題との関連について本稿は、所得税²¹⁾が国民分配分の規模にどのような影響を与えるのかについて検討する。ピグーは貯蓄を含む所得を所得税の対象にすると将来の国民分配分の規模に負の影響を与えろと考えており、その考えを基に所得税を支出税に変えることができるかどうかを検討した。確かに以下で明らかにするように、支出税は貯蓄への負の影響を低く抑えるという点で所得税よりも優れているが、租税負担の公平な分配も考慮に入れると、支出税が所得税よりも優れているとは必ずしも言えない。結果としてピグーは、所得の中で貯蓄に回す部分を所得税の課税対象とせず、かつその税率も高過ぎないならば、資本蓄積に損害を与えないので、それ故に国民分配分の規模に対して重大な損害を与えることがないという見解に至

20) 『厚生経済学』初版では、累進課税と課税に伴う犠牲との関連についての議論、すなわち最小総犠牲や均等犠牲についての議論、がほとんどなされていないように思われる。こうした犠牲に関する研究は、『財政の研究』において主として展開され、その一部が後に『厚生経済学』4版に掲載されたと推測される(例えばPigou[1932] 1999,716など)。

21) 本節で用いる所得税に関して、特に説明がない場合は、貯蓄を含めた所得全体を課税対象とする租税のことを指す。

る。結局のところピグーは、支出税ではなく、変更した所得税に軍配を上げたのである。

(1) 『厚生経済学』初版における課税の「告知側面」

前章で説明した課税の「告知側面」に類似した内容は、『厚生経済学』初版にも存在する。すなわちピグーは「課税の事実に関する影響」という議論の中で、課税が国民分配分の規模に与える影響を論じたのである。そこで、課税の事実が国民分配分に作用する過程を以下で明らかにしよう。いわば以下の内容は、課税の「告知側面」に関する一般の原理と捉えることができる。

一つめの過程としてピグーは、納税者が貨幣に対する限界の願望(marginal desiredness)を変更することを挙げる。つまり納税者は、租税として徴収される所得の最後の単位を、無課税の時に所得から離れる最後の所得単位よりも切迫して願望するということである。この場合には、所有する貨幣が減るので納税者たちは一層熱心に働くようになり、場合によっては以前よりも少しばかり多く国民分配分の生産に寄与するようになることを想像することは可能である。しかし、納税者の生活水準それ自体が変化するほど長い期間を検討した場合には、課税直後の短期の観点と比較して、そうした人々の側の努力が抑制されるし、また貧しい人々の側には、それ以上生活水準を引き下げる余地はないとピグーは考え、国民分配分に対する正の効果が実際に顕著になることはない指摘した。そして彼は、「非常に貧しい人、あるいは中流階級の中のある階級を除いて、課税の事実は、長い目で見れば、課税された人々が国民分配分[の生産]のために仕事に関する貢献を増やすということに関して何ら重要な効果を持たないだろう」(Pigou 1920, 594)という結論に至ったのである。

第二の過程として、ピグーは消費や投資に充てられることになる貨幣が租税として徴収されることを検討した。ここで問題になるのは、課税に対処するために貨幣が必要となるので、課

税分の貨幣が投資から差し引かれることである。そのことは、将来に一層大きな国民分配分を生産することを可能にする新しい資本創造のための貨幣が、差し引かれることを意味する。この場合の投資とは物的資本への投資を意味するが、ピグーはそれだけに止まらずに、もう一つの投資、すなわち人間の効率性への投資も考慮した。そして課税がそうした投資にも悪影響を与えることを指摘した。すなわち、「食物、衣服、住居への支出は通常、資本の投資とは言われない。それにもかかわらず、こうした物に対するある人の支出が、ある水準まで減少すれば彼の効率性は悪化して、国民分配分[の生産]に対する彼の貢献は減少する。したがって、(中略)、われわれは、全ての『効率性のための必需品』に対する支出を投資と同等と見なすべきであり、またそれ故に、より広い意味において、資本を生産するために向けられる、ある人の所得の割合も[投資に]含まれると見なされるべきである。そして消費は、効率性のために必要となる部分を越える部分の消費を意味するように解釈されるべきである」(Pigou 1920, 594-595)と述べて、効率性への投資を物的資本への投資と同じように解釈することの必要性を強調した。こうしてピグーは人的資本への投資を強調するが、「効率性への投資」を現実に行うときに人的資本への投資に充てる部分に課税が行われると、そうした投資は実現されないか、もしくは減少することになる²²⁾。

22) ピグーが言うところの「人的資本への投資」には、労働者の効率性を維持するために必需品を購入することだけではなく、子供への教育等も含まれると考えることができる。またピグーは、厳密に貯蓄部分を把握することは困難であることを認めるが、その一方で多少なりとも理想に接近することはできると考えた。つまり、一般的な意味での投資のために貯蓄された所得を課税から控除するだけでなく、家族の大きさによって変化する任意の額、例えば一年につき一人につき約50ポンドを控除するという方法をピグーは提起したのである(Pigou 1920, 626-27)。

それでは、課税が人的資本を含めた広い意味での資本への投資に悪影響を及ぼすとは具体的にどのようなことなのか。ピグーは以下の三点を指摘した。第一に、効率性の維持のために使う額を超えて何ら余剰を持たない人々に対して課税が行われるとき、租税に対処することが可能な他の財源が何も存在しないので、人的資本への投資額が減少する(Pigou 1920, 595)。第二に、所得を効率性の向上を超えた消費に通常当てたり、あるいは所得を物的投資に当てたりするような、裕福な人々に対して課税が行われる時に、課税はそうした消費や投資に従来割り当てられる貨幣でもって対処されることになる(Pigou 1920, 595-596)。第三に、大規模な課税が行われる時には、納税者は既に存在する資本を売却した収益で課税に対処することになる。つまり租税が支払われる規模だけ、資本が次第に無くなってしまふのである。ピグーは「非常に大きい租税が資本を侵食し、またしたがって、適度な税よりも大きな割合で将来の国民分配分[の規模]に損害を与える」(Pigou 1920, 596)という悪影響を懸念したのである。

さらに、課税の方法が異なれば、国民分配分の規模に対する影響も異なる。すなわち、ある租税収入の合計額を年々少額ずつ徴収するか、比較的大規模な額を長い間隔をあけて徴収するか、によって国民分配分に対する課税の影響が異なるのである。自らの生活習慣を脅かすような高額な課税を準備するために課税の分だけ消費を喜んで切り詰めることが、課税額が大きくなるにつれて徐々に少なくなるという理由から、後者の課税方法が国民分配分の規模に対してより悪い影響を及ぼすとピグーは考えた(Pigou 1920, 597-598)。

ピグーは課税の事実だけが国民分配分に対して悪影響を及ぼすと考えたわけではない。課税の事実によって創り出される将来の課税の予想も国民分配分の規模に影響を及ぼすと考えたのである。なぜなら、将来の課税の予想によって、納税者が租税の脅威を避けるために従来の

自分の行為を修正するように唆されるという場合が想定され、その場合には間接的に国民分配分に影響を及ぼすと考えることが可能だからである(Pigou 1920, 598)。かくして、「告知側面」という言葉は『厚生経済学』初版においては登場しないけれども、「課税の事実が国民分配分に与える影響」について論じた上記の内容は、課税の告知が人々の行動を変化させるという「告知側面」の萌芽的形態であると解釈することが可能である。では、所得税を課す場合に生じる「告知側面」とはどのようなものか。以下では、所得税と告知側面、言い換えると所得税と厚生経済学第一命題との関係を具体的に明らかにする。

(2)所得税と国民分配分の規模との関係

所得税と国民分配分の規模との関係についてのピグーの議論は若干複雑である。そこで以下では、所得税を支出税に変更することの意義、所得税並びに支出税が貯蓄に及ぼす影響、所得税並びに支出税が国民分配分の規模に及ぼす影響、所得税を支出税に変更することができる可能性、支出税と所得間の差別化との関係、支出税がもたらすデメリット等の観点からピグーの議論を考察する。

ピグーは、所得税が資本蓄積を阻害すること、並びに所得税が将来の国民分配分の規模に悪影響を及ぼすことを指摘した。そうした悪影響を強調する彼は、租税が資本蓄積や将来の国民分配分に及ぼす影響を検討するに当たって、支出税と所得税という二つの租税を比較した²³⁾(Pigou 1920, 625)。そしてそうした比較の背景には、当時の所得税が今後の投資に向けられる大部分の所得に打撃を加え、他方で資本として現実化されて実際に生産に「使用されている」大

23) 所得のうち、将来の資本の源泉となる貯蓄部分を所得税から免除すべきである、という考え自体はピグー独自のものではない。実際、マーシャルも同様の見解を採っていたのである(Marshall[1917]1956, 350)。

部分の資本には打撃を加えない(Pigou 1920, 625)という彼の理解があった。その根拠として彼は、当時の所得税は貯蓄を含む所得を課税対象とすることによって任意的貯蓄の抑制をもたらすこと、そうした貯蓄の抑制が今後資本となる資金の減少をもたらすこと、資本蓄積の減少が国民分配分の規模を縮小すること、それに対して既に資本として具現化されていれば負の影響を受けることは無いことを指摘した。

こうしてピグーは、従来の所得税が貯蓄の抑制を伴うことによって、将来の国民分配分の規模が減少する可能性を強調した。それでは所得税によって所与の租税収入を徴収することが、支出税によって同額の徴収をする場合に比べて、どの程度多く貯蓄を抑制すると彼は考えたのだろうか。ピグーは所得税による貯蓄の抑制に関して、三つの要因を示している。すなわち、第一に国の実質所得に比例してどれ程の租税収入額が調達されるのか、第二に国の所得の中で通常どの程度の割合で貯蓄されるのか、第三に貯蓄を準備する人々に関して、貯蓄用途と支出用途それぞれがどの程度相対的に緊急なのか、である。これら三要因を検討した上でピグーは、ほぼ同じ収入総額をもたらすと推定される標準的支出税ではなくて標準的所得税を課しても、国の年々の貯蓄額に関して何らかの大きな差別が生じることはなく、結果は同じであると判断した²⁴⁾(Pigou 1920, 631)。しかし他方でピグーは、貯蓄の減少による新投資額減少の影響は、国民分配分の観点から見て累積していく傾向があることも指摘している²⁵⁾。つまり、現在の規模で、ある所与の収入を調達する方法として、一般的支出税の代わりに一般的所得税

を維持した場合に国民分配分の規模に与える影響は、最初は非常に小さいが、最後にはかなりの大きさになる可能性がある、とピグーは考えたのである。このようにしてピグーは、貯蓄に対する影響、そして貯蓄の減少によって発生する資本蓄積に対する影響を鑑みて、支出税が所得税よりも優れていると判断したのである。

資本蓄積に対する影響の観点から、支出税が所得税よりも優れていると考えるピグーは、所得税を支出税に変更する可能性を検討している。併せて、所得の大きさの違いによって所得税率を変えるように、多少の困難が伴うとしても、支出税においても税率を変えることが可能であるかどうかを検討している(Pigou 1920, 626)。そして、この検討の背後には、所得税が貯蓄及びその貯蓄が将来に生み出す収益の双方に打撃を加え、その結果として将来の所得が減少して将来の貯蓄も減少する、というピグーの認識があった。さらにピグーはこのように所得税と支出税を比較した上で、その検討を物的資本だけに止まらず人的資本にも広げた。そして、「真の必需品に対する支出は、将来の所得を生み出す意味で、そしてしたがって機械の購入に向けられる支出とまさに同じ意味で、実際に資本である」(Pigou 1920, 630)とピグーは考え、人的な資本への投資に物的資本への投資と同様の地位を与えた。上述のようなピグーの理解(Pigou 1920, 595)から、人的資本への投資が主に支出から行われるとピグーが想定していたことは明らかである。そうだとすれば、支出税

24) 人々が自らの子供たちに残すための一定額を用意するために貯蓄を行う限りにおいて、また非常に裕福な人々が、生活に関する自らの習慣的水準が満たされた後の残りを単に貯蓄する限りにおいて、貯蓄額が差別的課税に曝されるという事実によって、その貯蓄額が影響を受けることはないだろうという理由をピグーは挙げている。

25) ピグーは次のような例を用いて、説明を試みている。年々の新資本の創造が、例えば資本の現存ストックの1/50に達すると仮定する。また新しい資本創造に対する抑制が、例えば各々の年に現存ストックの1/20であると仮定する。その時、最初の年の終わりに、資本ストックの増大に対してなされる抑制は、初期量の1/20×1/50、すなわち1/1000になる。2年後は、その抑制が2/1000になり、3年後は3/1000等々と連続する。このような過程によって、資本ストックの制限量は毎年大きくなる(Pigou 1920, 631)。

が人的投資に悪影響を及ぼすように考えられる。そこでそうした事態を回避するための手段としてピグーは累進化を提案した。人的投資に至る消費以外の所得部分を多く有する富裕者と、人的投資に至る消費以外にほとんど残りの所得を持たない貧者との間で租税支払い能力が異なるという理解に基づき、租税支払い能力の高い富裕者の税率を累進化することを通じて、支出税による人的投資への悪影響を緩和することができる。ピグーは考えたからである。このような考えを踏まえた上で、ピグーは所得税と支出税が国民分配分の規模に与える影響をそれぞれ以下のように纏めている。一般的支出税によって、ある所与の貨幣額を調達する場合には、一般的支出税の賦課は目下の国民分配分及び分配分を通じた新しい投資を同額だけ抑制するだろう。他方で一般的所得税によって同額を調達する場合には、一般的所得税の賦課はおよそ同じ程度で目下の国民分配分を抑制するだろうが、他方で投資に向かう分配分の割合を一層大きく抑制するだろう (Pigou 1920, 630-31)。

それでは、こうした支出税を現実適用することは可能なのだろうか。この点についてピグーは、租税の公平性と支出税の実行可能性との関係を検討した。第一に問題となるのは、貯蓄に課税するよりも、貯蓄を免除することの方が容易であるという点である。ここには、支出は定義することがかなり容易な概念である一方で、所得税目的のために所得を定義することは、所得を生み出す資産をどのように評価すべきなのかという点で困難を伴う²⁶⁾。また、貯蓄に対する課税を意図的に回避しようとする課税

回避の問題も存在する。実際のところピグーは、こうした問題について決定的な見解を述べるのが相応しくないと考えている (Pigou 1920, 632-33)²⁷⁾。第二の問題は、所得を受け取る人自身の尽力によって得られる所得(勤労所得)に対して掛けられる税率と、財産から得られる所得(不労所得)に対して掛けられる税率との間の差別化に関する問題である。この問題に関するピグーの見解は、以下の通りである。勤労所得は所得を受け取る人の生活や活動に依存するので、勤労所得者は耐久性のある財産から同等の所得を受け取る不労所得者に比べて、自分の子供たちや自らの老年期のために、より厳格に貯蓄する義務があるだろう。したがって、勤労所得者に対して課税することが可能な容量が少ないほど、彼らに対する課税率は低くなるべきである。所得税の対象から全ての貯蓄を免除して結果的に支出税に変更しても、将来のために勤労所得者が行う特別な用意は、貯蓄を免除することによって十分に斟酌され得る (Pigou 1920, 633-34)。第三の問題は、調達される租税収入の総量が所与であると仮定したときに、勤労所得に対する課税の減少が、不労所得あるいは投資所得に対する課税の増加を含意しなければならないことである。その影響について考えると短期的には、勤労所得から不労所得へとウエイトを変化させることは国民分配分の生産のために役立つだろう。なぜなら、租税負担のこのような変化によって、生産に対する勤労所得者の意欲が減ることはなく、他方で不労

26) ピグーは、この困難の例として管轄権の地代 (royalty rents) を挙げている。そして、管轄権の地代がその最大限の価値で所得として査定されるのか、管轄権の地代から得られる財産が徐々に使い果たされるという理由で控除がなされるべきなのか、控除が行われると仮定した場合にいかなる方法で控除額が決定されるべきか、等の困難な問題を指摘している (Pigou 1920, 633)。

27) ただし以下のようなピグーの見解から、彼がこれらの問題を幾分楽観的に捉えていたと推測できる。つまり、所得を生み出す資産をどのように評価するかという問題については、そうした評価が不満足で組織的でないとしても、それにもかかわらず現行の税制ではうまく行き、そして莫大な租税収入をもたらしているのだから、こうした問題は実践という側面ではそれほど問題ではない。貯蓄に対する課税を意図的に回避しようとする課税回避の問題については、収税吏たちの熟練さによって多くの不正直を抑制することに成功している (Pigou 1920, 633)。

所得者の貯蓄は妨げられるものの、不労所得者の年々の貯蓄はある年に存在する全資本の僅かな部分に過ぎず、全体としてみれば総資本額の減少は僅かに止まるからである。そしてこの場合に影響を受けるのは既に存在する資本だけであり、生産活動への影響は限定的である。ただし長期的な観点から影響を考える場合、つまり不労所得に対する租税が長期に及ぶ状況、を考えると事態は異なる。そうした状況では、新資本になるものは課税時に存在する資本に対して強い関係を持つので、新資本形成への障害が徐々に進行し蓄積していく。また不労所得の主たる部分は過去の貯蓄に由来する利子なので、不労所得に対して特別税を課すと、一般的所得税の場合に比べて、支出よりも貯蓄を一層抑制することになる。その結果、不労所得に対する租税は国民分配分の規模に対して、より有害な影響を及ぼすことになる。しかしピグーは、こうした有害な影響が生じることは少ないと見ており、それほど重大な受け止め方をしていないようである。最終的にピグーは、総じて貯蓄が免除される場合を除いて、あるいは特別財産税によって財産所得が大幅に減少する場合を除いて、このような差別化は公平を理由として容認されるべきである²⁸⁾、とピグーは結論付けた(Pigou 1920, 634-35)。

これまでの議論は、異なる源泉から得られる同等の所得間の差別化に関する議論だった。ピグーはこれに類似する別の差別化として、異なる経済的状态にある人々が受け取る所得間の差別化を挙げて、この差別化に関して考察した。この場合にピグーが論点としたことは、未婚男性あるいは未婚女性、小家族を養う人々や大家族を養う人々等のように「支払能力」が大きく異なる場合に、公平性の観点からどのような斟酌

がなされるべきであるかということだった。そもそも課税率が低いならば、斟酌されなくとも、結果として生じる不公平は小さい。他方、課税率が大きくなると不公平は紛れもない。そして課税の基盤が所得でなく支出ならば、家族持ちの人々に対しては、他の人々の場合に比べて依然として大きい斟酌がなされるべきである。なぜなら、他の事情が等しいならば、家族を有する人は未婚男性よりも大きな割合で所得を使うはずであり、それゆえ課税において単に同等の額でなく、より大きな額を支払わなければならないからである。こうしてピグーは、所与の所得で多くの家族を養うケースも考慮する必要があると考えて、そうした場合に所得税を軽減する²⁹⁾のは一般原理であるという見解に至った。ただその一方で、ある家族持ちの人々の租税を未婚男性とは反対に軽減することに関して、所得の増加につれてそうした軽減割合が減少することは公平である、とピグーは考えている(Pigou 1920, 635-36)。

結局のところ、ピグーは所得税を支出税に変更することが理論上可能であると考えた。しかし、ピグーはこうした変更の可能性を指摘することだけに止まらなかった。ピグーはこのように所得税を支出税に変更するときに想定されるデメリットについても考察したのである。ピグーは、生産能力を働かせようとする気持ち、とりわけ課税によって自らが犠牲になっても租税を課す国の利益になるように自らの生産能力を働かせようとする気持ち、が減少することによって国民分配分の規模が損害を被ることをデメリットとして指摘した。さらに重い一般の支出税は以下のような結果をもたらす可能性があるとして指摘した。第一に、重い一般の支出税を避けようとする財産所有者たちは国内ではなく海外で生活するようになり、そして海外で投資す

28) 不労所得に比べて勤労所得の課税を軽減することを主張してきたピグーであるが、勤労所得がある一定の大きさに達した場合には、そうした軽減を徐々に減少するべきであるとも、述べている(Pigou 1920, 635)。

29) ピグーはこの場合の課税軽減に関して、所得規模に応じて、どのような所得に対しても、公平にいくらかの軽減をするべきであると述べている(Pigou 1920 636)。

るようになるかもしれない。第二に、有能な人々が海外で生活するようになり、そして海外で自らの能力を働かせるようになるかもしれない。第三に、海外で生活することを強いられていない他の有能な人々は、その生産的努力を減らすかもしれない(Pigou 1920, 627)。こうした事柄に対してピグーは、以下のような理由を挙げてその可能性を否定した。第一にイングランドに在住することの相対的有利さがあること、第二に出生地に在住することが有利であること、第三に有能な人が産業に従事しているときの目標は大きな成功であるので、租税を課せようと課されまいと同じだけの仕事をすること、これらである³⁰⁾。こうした事柄を根拠にしてピグーは、国民分配分の生産に対する重大な損害なしに、支出税、換言すると、貯蓄を課税

対象から除外した所得税、を課することができる」と判断した³¹⁾(Pigou 1920, 628-9)。

ここまでの所得税と厚生経済学第一命題に関連する議論を纏めると次のようになる。第一に、貯蓄を含む所得を課税対象とするような所得税は貯蓄減少による資本蓄積の減少をもたらす。また、そうした影響は徐々に時が経つにつれて蓄積されていき、国民分配分の規模にも大きな影響をもたらす。その一方で、第二に、貯蓄を所得税の課税対象とせず、かつ累進所得税であってもその税率が過度に高くないならば、上記で述べたような一見思われるような反作用なしに適度な収入を調達できるし、かつ資本蓄積に損害を与えないので、国民分配分の規模に対する重大な損害も与えないのである。

ではピグーは所得税と支出税のどちらに最終的に軍配をあげたのだろうか。彼は双方を比較した結果として、次のように指摘する。「現代国家の租税制度において、諸商品に対する租税[支出税]から構成されるどんな部分も、それが富裕な人々以上に貧者から、所得の一層大きな割合を徴収するという意味で逆進的になりそうである。したがって、たとえ全ての租税制度を比例的にすることが適当だと考えられたとしても、それ(租税制度)に関する所得税の割合は連続的に累進化される必要がある。(中略)、もし全ての租税制度が累進的であるべきならば、それ(所得税)に関する割合の累進化に関する主張は、かなり強くなる。[今まで]述べられてきたことは、租税制度に関する他の構成要素を考慮するまでは、所得税における公平な累進性の規模が決定され得ないことを含意する。少ない所得に関しては、一般に間接税として知られている、諸商品に対する租税[支出税]が演じる役割は非常に重大である」(Pigou 1920 638)。上述のようにピグーは、国民分配分の規模への影響という観点からは、支出税に軍配をあげた。しかしピグーの租税分析には、租税を公平に課するという側面が存在している。彼は租税制度全体としての累進化を主張する際に、支出税の累進化

30) またピグーは、上記の三つの理由の他に、現行の所得税制度に関係する理由も挙げて、支出税の賦課による負の影響を否定しようとした。すなわちピグーは、海外で投資した所得を自国に持ってくる時に所得税が課せられること、また海外で投資されるイングランド資本からの所得が英国の所得税と同様に当該国の所得税も同様に課せられること、等を指摘した(Pigou 1920 627, 注1)。

31) これと同様の見解が、『厚生経済学』4版第4編「国民分配分の分配」第9章「相対的富者からの移転の予想が国民分配分に及ぼす影響」において存在する。そこでは支出税ではなく、「貯蓄を抑制しない」所得税、つまり「貯蓄それ自体か、あるいは、その貯蓄によって後に生み出される所得が免除される」所得税が念頭に置かれた。こうした所得税による反作用として三点指摘された。①多額の所得を自分の仕事で稼ぐことのできる人々は、租税を課す国よりも国外において生活し仕事をするようになる可能性がある。②大きな貯蓄能力を持つ人々は、租税を課す国よりも国外において投資するようになる可能性がある。③自分の仕事で多額の所得を稼ぐことができる人々は、依然としてイギリスに住み続けるが、租税が全くなかった場合に比べて、その働きを減少させる可能性がある。確かに、こうした三つの反作用が考えられるが、ピグーはこれらの国民分配分への反作用をさほど重要視していない(Pigou[1932]1999, 714-718)。その理由についても『厚生経済学』初版と類似している。

が現実には困難であると認識し³²⁾、その代わりに所得税の累進化を主張したと考えられる。かくして租税を公平に課すという側面までも考慮して、最終的にピグーは所得税が支出税に優るという見解に達したと考えることが可能である。そして貯蓄を課税対象から除いた所得税を特に求めたのである。

ピグーの所得税の議論の特徴は所得税を議論する際に支出税を引き合いに出したことだが、その背景には、現行の所得税が貯蓄を抑制するという彼の認識があった。また、貯蓄がそのまま投資になるという伝統的な考えに依拠するが故に、貯蓄を課税対象から除くという支出税を詳細に議論したと推測される。

ここまでの議論を基にして、所得税による「不調和」の問題に関するピグーの見解を纏めることができる。ピグーは、累進性の度合いがそれほどきつくないならば、所得税が課されるという予想は、国民分配分に対してそれほど有害な影響を与えないと考えた。つまり所得の大きさに応じて課税率を変えることによって、すなわち、低所得者に有利になるように課税することによって、国民分配分全体の規模が不利な影響を被ることはない、とピグーは考えたのである。累進所得税によって貧者の国民分配分が大きく減ることはないし、また累進性が緩やかな所得税であれば、国民分配分の規模がそれほど負の影響を受けないので、社会の経済的厚生は増大の方向に向かうという意味で、厚生経済学第一命題と第二命題との間に「不調和」は存在しない、とピグーは考えたのである³³⁾。

32) その理由として、個人の支出を測定することが困難である故に、支出税の累進化も困難である点が考えられる。

33) このように、所得税において「不調和」が生じないとする同様の考えは、『厚生経済学』4版においても見られる。また、初版と同様に、貯蓄を課税対象から除外した所得税が念頭に置かれていた(Pigou[1932]1999,713-718)。

Ⅳ 相続税と厚生経済学の命題

ピグーの租税論を理解する上で、所得税に関する議論と同じくらい重要と思われるのが相続税に関する議論である³⁴⁾。そして相続税と財産税とを比較したことが、ピグーの相続税論の特徴である。そこで最初に両者の違いを明確にすることが必要になるだろう。両者の違いとしてピグーは、「財産に対する、年々あるいは特定の間隔での課税か、もしくは移転や死亡のような特別の場合に基づく課税か」(Pigou 1920, 640)という点、及び「年々[比較的僅かな額が]課せられる財産税は、その税(財産税)に関する唯一可能な形態ではない。相続税という形態で、[比較的大規模な額が課せられる]長い間隔での財産税という手段が同様に存在するかもしれない」(Pigou 1920, 641)という点を指摘した。つまりピグーは、相続税と財産税との違いを、①国民分配分への影響の観点、つまり期間と規模によって両者を区別するという側面、②財産所有の観点、つまり他人から財産を相続したのか、もしくは自分の財産かという側面に見出したのである。ここから、ピグーが念頭に置いた相続税とは、財産移転時や財産相続時に課せられる租税であり、かつ課税が特定の間隔を経て行われる(ピグーは例として20年と想定している)と想定される租税であり、さらに課税額が比較的大規模な租税であると理解することができる。それとは対照的に財産税とは、個人の所有する財産に年々、比較的小規模な額を徴収する租税である。

このような相続税と厚生経済学の命題との関係を明らかにするのが本章の課題である。第一命題との関連では、相続税を課すことによって

34) 相続税に関する議論は『厚生経済学』4版第4編「国民分配分の分配」第9章「相対的富者からの移転の予想が国民分配分に及ぼす影響」でも行われているが、内容は初版と類似している(Pigou[1932]1999, 718-719)。

国民分配分の規模への悪影響が生じるかどうか
が問題となる。結論を先取りすると、ピグーは
相続税が国民分配分の規模に大きな影響を与え
ることはないと考えている。また、第二命題と
の関連では、ピグーは相続税と財産税は理論的
には同じ効果を持つと指摘する。それだけに止
まらず、過去の利益の蓄積であると考えられる
財産に租税を課すことの意義も検討された。つ
まり、他人の財産を相続する相続人とそれ以外
の他者とでは置かれた環境が異なっており、そ
うした不公平な状態を放置することによって富
の偏在を助長してしまうことをピグーは問題と
したのである。そうした状態を回避する手段と
して相続税を位置づけたようである。その理由
を彼は明示していないが、財産の格差を縮めて
平等にすることが望ましいということがその理
由に当たるだろう。

上記の引用から、ピグーが相続税を財産税の
一類型と見なしたと考えることができる。ピ
グーは両者の違いをより明確にするために、次
のような例を挙げた。つまり、20万人各々か
ら毎年100ポンド徴収することによって、年々
2千万ポンドを20年にわたって調達する場合
(1年につき2000万ポンド×20年=4億ポ
ンド)と、それらの人々から20年に一度2000
ポンド徴収することによって同額を徴収する場合
(2000ポンド×20万人分=4億ポンド)とをピ
グーは比較したのである。このような二つの方
法のどちらを選択しようとも、国家にとっては
中立である。しかし納税者の立場から見た場合
に、二つの方法が中立だとは言えない。その理
由は、彼らが全ての将来の出来事を割引するよ
うに、将来の租税をまさに割引して考えるの
で、後者の方法の後に課せられる租税の予想が
彼らによって創られる資本量を制限する影響
力が、前者よりも小さい、ということにある。さ
らにピグーは、このような延期された形態の租
税が資本の供給に及ぼす抑制の相対的小ささ
に関する根拠として、遺産に対する様々な動機
を挙げたのである。

この点についてピグーは具体的に以下のよ
うに述べている。

資本蓄積に対する刺激の一部は、富が付与す
る支配力と威光にある。子供を持つ、あるいは
子供を持ちたいと望む、ただ適度な富を持つ
人々においては、この動機は真に支配的な役割
を演じそうにない。子供たちに対して備えをす
るといふ彼らの願望が主な動機だろうが、もし
それが取り払われるならば、彼らの多くは現在
よりもずっと早く仕事から「引退」することを選
ぶだろう。しかし、カーヴァー教授が注目して
いるように、「ある人の蓄積が、彼の子孫を保
護するために、また彼の家族に関する真の繁栄
を提供するために必要なものを超えて増加した
後、さらなる蓄積に対する動機は変化する。そ
の時、行動に関する愛着、権力に対する愛着の
ために、ある人は事業に従事する。蓄積された
資本はその時、ゲームの道具の一つとなる」。
(中略)。同様の精神について、故カーネギー氏
は、「大きな富を残し、死後に噂の種にされる
ような野心の類に関して、実際に自らの富から
国家へと支払われる額が莫大であるような、幾
分一層高貴な大望は、一層魅力的だろう」と著
述した(Pigou 1920, 642)。

このように子孫を繁栄させたいと願うが故に財
産を残そうという動機や、自らの名誉や栄光の
ために特に巨額の財産を残そうとする動機等が
存在するが故に、そのような財産を課税対象と
する相続税の徴収額が見込みよりも少なくなる
恐れはないと、ピグーは考えたのである。つま
りピグーは「貯蓄や国民分配分に対する何らか
の重大な抑制を引き起こすことなしに、大きな
遺産に対して一特に直系でない遺産に対して
一、非常に重い相続税をおそらく課すことが
できる」(Pigou 1920, 642)と結論付けたので
ある。

さらにピグーは、相続税を元々の蓄積者の死
に対してだけでなく、相続者の死に対しても課

す方法について併せて検討した。ピグーは、その方法の代表例としてリニャーノ(Rignano)³⁵⁾による相続税案を引き合いに出して、その案によってもたらされる影響を考察している。この場合のリニャーノの計画とは、資産が元々の蓄積者から、彼の相続者へと伝わった場合には、資産の大きさの1/3が課税対象となり、この相続者とその資産を次の相続者に譲渡した場合には、その残りの資産の2/3が課税対象となる、という計画のことである。こうした計画に対してピグーは、計画実行の際に技術上の困難が伴うこと、また相続人が上記の原則を悪用できないような方法で、全ての遺産が精算されるように法を定める必要があることを指摘した。しかしこうした点が克服されるならば、相続税賦課の予想によって生じる、資本の供給への影響を一層小さくすることができるし、また国民分配分の規模に対する損害を一層小さくするような方法を講ずることによって、富裕者から大きな租税収入を得ることができる、とピグーは考えたのである。併せて、この計画によって実際に貯蓄の増加ももたらされると考えた(Pigou 1920, 642-644)。

このように厚生経済学第一命題との関連では、相続税を課すことによって国民分配分の規模への悪影響が生じるのかどうかを検討された。そして相続税の徴収方法や遺産動機等を考慮して、ピグーは最終的に相続税が国民分配分の規模に大きな影響を与えることはない結論付けた。相続税に関して、その内容は主として第一命題との関わりに終始しているが、第二命題との関わりについてピグーは相続税と財産税が理論的に見て、同じ帰結をもたらすことを指摘した。また租税負担の公平性の観点から、相

続人とそれ以外の他者との置かれた環境の違いを考慮して、前者に課税することが許されるとピグーは考えていたように思われる。さらに「国民分配分に関して、年々の財産税は、同等の[租税]収入を生む不労所得に対する年々の租税と大体同じ効果を有すると予期されるかもしれない」(Pigou 1920, 641)という見解から、ピグーは不労所得である財産に租税を課すことが富の偏在を緩和することにつながると考えていたと察せられる。そうした財産の過度の集中を防いで、より平等な社会にすることが望ましいというピグーの姿勢が相続税の議論に反映されていたのである。こうしてみると、租税を公平に賦課する観点から、比較的裕福な相続人に相続税を課しても、国民分配分の規模はそれほど大きな影響を受けないので、厚生経済学第一命題と第二命題との間で「不調和」は生じないことになる。

おわりに

本稿で考察してきたピグー租税論は、ピグーの経済学体系を理解する上でどのような意義を持つと言えるのであろうか。第一に、ピグーは、租税負担の最小化、換言すると、経済的厚生を最大化を求めつつ、厚生経済学第一命題と第二命題を現実の租税理論・政策に適用・応用しようとした。特に所得税や相続税が適度な税率の下で課せられるならば、「不調和」が発生しないこと、すなわち租税の公平な賦課と国民分配分の規模を維持・拡大することが両立可能であることを、明らかにしたことがピグー租税論の意義である。こうして租税論は、「厚生経済学」を中心とする彼の経済学体系の中に組み込まれていたと考えられるのである。第二に、ピグーが資本蓄積を阻害しない租税、及び累進税を主張したことにも注目すべきである。前者は、貯蓄がそのまま投資になるという考えをピグーが抱いていたこと、そしてケインズの有効需要の原理とは異なる見解を抱いていたことを

35) ミラノ大学教授であり、哲学者・社会学者であったリニャーノの例をピグーは引き合いに出している。ピグーが念頭に置いたリニャーノの計画とは、*Di un socialismo in accordo colla dottrina economica liberale*における一連の議論のことである。

物語る。後者は、租税を公平に課す方策を研究した結果として下した彼の见解であり、均等犠牲が比例税ではなく累進税によって達成されることを示したものである。

本稿で考察した『厚生経済学』初版の議論は、確かに『財政の研究』に比べると分量も少なく、また内容についても前者は後者に比べると不十分な点が多い。しかし『厚生経済学』初版の租税論から、われわれは厚生経済学の命題と経済理論・経済政策を連結しようとした彼の特徴を具体的に理解することができる。ピグー租税論の特徴については、Iで紹介したように多面的な評価が試みられ、課税の「告知側面」や「分配側面」、「最小総犠牲」や「均等犠牲」等の特徴を明らかにすることに大いに成果を上げてきた。これらの研究には大いに学ぶべき点が存在する。しかし、「厚生経済学」の応用という観点から彼の租税論を論じる研究は十分でなかった。実際のところ、『厚生経済学』初版は、文字どおり「厚生経済学」を理論や政策に応用する研究であり、『財政の研究』の議論の萌芽的形態・萌芽的発想が存在している。そうした萌芽的形態や発想を「課税の事実の諸影響」に関する議論、及び低所得者の租税負担を可能な限り縮小することや租税負担を公平に分配することに関する議論等から読み取ることが可能であるように思われる。こうしてわれわれは、『厚生経済学』初版での租税論を、厚生経済学の応用という形で租税を研究した最初の試みと見なすことが可能なのである。本稿はこの点を重く見て、『厚生経済学』初版を取り上げた。

本稿は財政の一側面である租税論に限定したが、租税収入の支出に関わる分配論もまた、ピグーの政策論を理解する上で重要な議論である。ピグーの分配論がどのような特徴を持っているのか、そしてそうした分配論もまた厚生経済学の命題との関わりの中で論じることができるのか、等の問題も残されている。二つめの重要な研究課題として、ピグーの租税論及び租税の公平負担に関する議論が誰の影響を受けて、

どのように形成されてきたのか、という点が存在する。師マーシャルからの影響を随所で読み取ることは可能であるが、ピグーの議論の中には思ったほどマーシャルへの言及がなされていないのである。三つ目の研究課題として、われわれはピグーの租税論と実際の租税政策との関係を明らかにしなければならない。このように残された課題は少なくない。しかしながら、本稿で強調したように、ピグー経済学の十分な理解のためにも、また所得再分配に対する彼の立場を理解するためにも、さらにケンブリッジ学派の財政論を理解するためにも、本稿のような問題意識からピグーの租税論を考察することが必要ではないだろうか。

参考文献

- Collard, D. 1999. Introduction. In *A.C. Pigou: Collected Economic Writings*. Basingstoke: Macmillan.
- Clark, C. 1952. Colin Clark on Pigou. In Spiegel, H.W. ed. *The Development of Economic Thought: Great Economists in Perspective*. New York: John Wiley & Sons; London: Chapman & Hall. 779-94.
- Dalton, H. 1928. *A Study in Public Finance* by A. C. Pigou. *Economica*, June 1928: 216-21.
- Hutchison, T.H. 1978. *On Revolutions and Progress in Economic Knowledge*. Cambridge: New York: Cambridge University Press.
- Jensen, H. G. 1928. *A Study in Public Finance* by A. C. Pigou. *American Economic Review*, December 1928: 770-3.
- Marshall, A. [1917] 1956. The Equitable Distribution of Taxation. In Pigou ed. *Memorials of Alfred Marshall*. New York: Kelly & Macmillan. 347-52.
- Musgrave, R.A. 1959. *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*. New York: McGraw-Hill.
- Pigou, A. C. 1920. *The Economics of Welfare*. London: Macmillan.
- 1928. *A Study in Public Finance*. London: Macmillan.
- [1932] 1999. *Economics of Welfare*. 4th ed, Vol.3 of A.

- C. Pigou *Collected Economic Writings*. Basingstoke: Macmillan.
- [1947] 1999. *A Study in Public Finance*. 3rded, Vol.7 of *A.C. Pigou Collected Economic Writings*. Basingstoke: Macmillan.
- Schumpeter, J. A. [1954] 1994 *History of Economic Analysis*. New York: Oxford University Press Reprinted.
- Young, A. A. 1929. *A Study in Public Finance* by A. C. Pigou. *Economic Journal*, 1929: 78-83.
- 佐藤 進 1981, 『財政学』税務経理協会。
- 千種義人 1979, 『ピグー 経済学者と現代⑦』日本経済新聞社。
- 本郷 亮 2007, 『ピグーの思想と経済学—ケンブリッジの知的展開の中で』名古屋大学出版会。